

## 障害者雇用率制度における除外率制度の見直しについて

### 1 障害者雇用率制度

社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業主が雇用する常用労働者の数の一定割合（法定雇用率）に見合う数の身体障害者又は知的障害者を雇用することを事業主に義務付けている制度

（参考1）現在の法定雇用率

【民間事業主】

- ・ 一般の民間企業 1. 8%（常用雇用労働者数 56 人に対し障害者 1 人）
- ・ 特殊法人等 2. 1%（常用雇用労働者数 48 人に対し障害者 1 人）

【公的機関】

- ・ 国又は地方公共団体 2. 1%（常勤職員 48 人に対し障害者 1 人）
- ・ 都道府県等の教育委員会 2. 0%（常勤職員 50 人に対し障害者 1 人）

### 2 除外率制度

雇用義務となる障害者数を算出する際に、機械的に一律の雇用率を適用することになじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、除外率を設定し、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度

（参考2）

【常勤職員が 1,000 人の官公庁の雇用義務数】

- ・ 旧除外職員（例、医師、看護師等）である職員がない場合  
→  $1,000 \text{人} \times 2.1\% = 21 \text{人}$
- ・ 旧除外職員（例、医師、看護師等）である常勤職員の常勤職員総数に占める割合が 50% である場合  
→  $(1,000 \text{人} - 400 \text{人}) \times 2.1\% = 12 \text{人}$

└ 除外率 40%（除外職員割合 50% 以上 55% 未満）相当の常勤職員数

【常用雇用労働者が 1,000 人の事業所の雇用義務数】

- ・ 除外率 0% →  $1,000 \text{人} \times 1.8\% = 18 \text{人}$
- ・ 除外率 40% →  $(1,000 \text{人} - 400 \text{人}) \times 1.8\% = 10 \text{人}$

└ 除外率 40% 相当の労働者数

除外率制度については、ノーマライゼーションの観点から、平成 14 年の障害者雇用促進法改正において段階的に廃止されることが決まっております。平成 16 年 4 月に一律 10%の引下げが行われた。

### 3 障害者の雇用状況の進展

近年、障害者の就労意欲の高まりや、企業におけるCSRの意識の高まり等を背景として、障害者の雇用は進展している。

除外率設定業種全体では、障害者の実雇用率は前回除外率引下げを行った平成 16 年に比べて平成 20 年には約 0.2 ポイント上昇し、1.74%となっている。

(参考3) 実雇用率

- ・ 民間の全事業主 1.46% (平成 16 年) → 1.59% (平成 20 年)
- ・ 除外率設定業種 1.56% (平成 16 年) → 1.74% (平成 20 年)

### 4 除外率の見直しの必要性

こうした中、平成 19 年 12 月の労働政策審議会の意見書において、除外率については、「法律の規定等に沿って、段階的に引き下げ、廃止を目指すという基本的方向に基づき、今回、一定の引下げを行うことが適当」とされた。

また、同月に全閣僚で構成される障害者施策推進本部で決定された「重点施策実施5か年計画」において縮小・廃止の方向性が明記されており、これらを踏まえ、除外率を引き下げることとする。

### 5 除外率の見直し案

#### ① 引下げ率

労働政策審議会意見書において、「社会連帯責任の理念の下、前回(平成 16 年)は一律 10%ポイント引き下げたことを参考にしつつ、具体的な引下げの方法について、検討することが適当」とされていることを踏まえ、すべての除外率設定業種を一律に 10%引き下げる。

#### ② スケジュール

- ・ 事業主によっては、法定雇用率を達成するために新たに障害者を雇用する必要が生じること

- ・ 今般の景気後退による事業主負担を考慮する必要があることから、一定の準備期間を設けることとし、平成22年7月より引下げを行うこととする。

## 6 公的機関に係る除外率の見直しについて

公的機関については、平成15年度までは、民間事業主と異なり、障害者が就業することが困難であると認められる職種（除外職種）に該当する職員数を除いて実雇用率を算定していたところであるが、ノーマライゼーションの観点から、民間事業主の除外率の廃止とともに、警察官や自衛官など「国民の生命の保護とともに、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員」を除いて除外職種を廃止し、経過措置として、廃止された除外職種の割合に応じて除外率を設定している。

公的機関は、障害者の雇用について民間事業主に率先垂範すべき立場にあることから、今回の民間事業主の除外率の引下げとともに、一律10%の引下げを行うこととする。

## ◇ これまでの経緯 ◇

### ○ 平成 14 年障害者雇用促進法改正

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）

#### 附 則

#### 第 3 条

3 第 1 項の規定により読み替えて適用する第 38 条の政令及び前項の規定により読み替えて適用する第 43 条の厚生労働省令は、除外率設定機関及び除外率設定業種における身体障害者又は知的障害者の雇用の状況、障害者が職業に就くことを容易にする技術革新の進展の状況その他の事項を考慮し、当該政令及び厚生労働省令で定める率が段階的に縮小されるように制定され、及び改正されるものとする。

### ○ 障害者基本計画（抄）（平成 14 年 12 月 24 日 閣議決定）

#### 5 雇用・就業

##### (2) 施策の基本的方向

##### ア 障害者の雇用の場の拡大

除外率制度については、平成 16 年（2004）年度より段階的に縮小を進め、一定の準備期間を置いて廃止を目指す。

国及び地方公共団体の除外職員制度についても、企業との均衡を考慮して同様の方向で進める。

### ○ 労働政策審議会意見書（抄）（平成 19 年 12 月 19 日）

#### 4 その他の諸課題

##### (3) 除外率の引下げによる障害者雇用の促進

除外率制度については、ノーマライゼーションの理念の下、平成 14 年の障害者雇用促進法の改正により廃止されたが、同法の附則において経過措置として定められ、除外率設定業種における障害者雇用の状況等を考慮しつつ、段階的に縮小することとされている。

したがって、このような法律の規定等に沿って、段階的に引き下げ、廃止を目指すという基本的方向に基づき、今回、一定の引下げを行うことが適当である。

また、この際、社会連帯責任の理念の下、前回（平成 16 年）は一律 10%ポイント引き下げたことを参考にしつつ、具体的な引下げの方法について、検討することが適当である。

(4) 障害者雇用率等の見直し

今回の障害者雇用率の見直しについては、今後、短時間労働の雇用義務化や除外率の引下げ（上記4(3)）といった制度改正が実施されることを前提とすれば、これらによる障害者雇用率への影響も考慮した上で設定することとし、現行のとおりとすることが適当である。

○ 重点施策実施5か年計画（抄）（平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定）

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

5 雇用・就業

① 障害者の雇用の場の拡大

- 障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進  
障害者雇用促進法及び障害者基本計画に基づき除外率制度の段階的縮小を進める。

## 見直し後の除外率設定機関の除外率

国又は地方公共団体に適用される除外率について、次の表1に掲げる職種の職員が国又は地方公共団体の各機関の職員総数に占める割合が、表2の左欄に掲げる割合である場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる率の除外率が適用されるよう見直す。(平成22年7月から適用を検討)

(表1)

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第3項第2号から第11号までに掲げる職員(同項第9項に掲げる職員については、就任について国会の両院または一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。)である職員 |
| 2  | 裁判官、検察官、大学および高等専門学校の教育職員並びに地方公務員法第3条第3項第1号に掲げる職(就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職に限る。)及び第4号に掲げる職に属する職員     |
| 3  | 次に掲げる職員   |
| イ  | 国会の衛視   |
| ロ  | 法廷の警備を職務とする者  |
| ハ  | 漁業監督官及び漁業監督官吏並びに森林警察を職務とする者   |
| ニ  | 航空交通管制官   |
| 4  | 医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師  |
| 5  | 幼稚園、小学校及び特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。)の教育職員  |
| 6  | 児童福祉施設において児童の介護、教護又は養育を職務とする者   |
| 7  | 動物検疫所の家畜防疫官及び猛獣猛きん又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者  |
| 8  | 航空機への搭乗を職務とする者  |
| 9  | 鉄道車両、軌道車両、索道搬器又は自動車(旅客運送事業用バス、大型トラック及びブルドーザー、ロードローラーその他の特殊作業用自動車に限る。)の運転に従事する者                              |
| 10 | 鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者   |
| 11 | とび作業、トンネル内の作業、いかだ流し、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者  |
| 12 | 伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者   |
| 13 | 建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者   |
| 14 | 多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者   |

(表 2)

基準割合	除外率	
	改正前	改正後
95%以上	85%	75%
90%以上95%未満	80%	70%
85%以上90%未満	75%	65%
80%以上85%未満	70%	60%
75%以上80%未満	65%	55%
70%以上75%未満	60%	50%
65%以上70%未満	55%	45%
60%以上65%未満	50%	40%
55%以上60%未満	45%	35%
50%以上55%未満	40%	30%
45%以上50%未満	35%	25%
40%以上45%未満	30%	20%
35%以上40%未満	25%	15%
30%以上35%未満	20%	10%
25%以上30%未満	15%	5%
20%以上25%未満	10%	0%
15%以上20%未満	5%	0%

## 見直し後の除外率設定業種及び除外率

(平成22年7月1日から適用を検討)

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業      ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬精製業を除く。) ・倉庫業      ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業      ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業      ・鉄鋼業      ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業      ・医療業      ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業      ・児童福祉事業	50%	40%
・特殊教育諸学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業      ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%